

愛知学院大学歯学部附属病院医療連携実施要領に関する運用細則

(設置)

第1条 愛知学院大学歯学部附属病院医療連携運営委員会（以下、「運営委員会」という）は、愛知学院大学歯学部附属病院医療連携実施要領（以下、「実施要領」という）第11条に基づき、愛知学院大学歯学部附属病院医療連携実施要領に関する運用細則（以下、「運用細則」という）を定める。

(目的)

第2条 本運用細則は、愛知学院大学歯学部附属病院医療連携を円滑に運用するため、実施要領を補完する。

(登録)

第3条 登録、変更、脱退手続きは、以下のとおりとする。

(1) 登録手続き

- 1) 登録の申請は、運営委員会に別添様式-I「登録届」を証明用写真(3cm×4.3cm・カラー)2枚を添えて提出するものとする。
- 2) 運営委員会は、申請内容を確認し登録を決定したうえで、登録医名簿に掲載する。
- 3) 運営委員会は、登録月日、登録医番号等を文書で申請者宛に通知する。

(2) 登録内容の変更

- 1) 登録内容に変更が生じた場合には、その理由を付した報告書を速やかに運営委員会に届け出るものとする。

(3) 登録医の脱退

- 1) 登録医が脱退する場合には、その理由を付した脱退届を運営委員会に提出するものとする。
- 2) 運営委員会は、届出の内容を確認のうえ受理した旨を回答する。

(紹介、入退院の手続き)

第4条 患者の紹介、入退院時の手続きは、以下のとおりとする。

(1) 紹介手続き

- 1) 紹介は、病院専用様式の紹介状(別添様式-II)を患者に交付して行う。
- 2) 患者に対して、1)の紹介状を診療時間内に南館1階受付に提出するよう指示するものとする。
- 3) 病院専用様式の紹介状は、医療連携室に送付請求するものとする。

(2) 退院手続き

紹介患者が入退院する際には、病院は別添様式-IVにより登録医に報告するものとする。

(高度医療機器の利用について)

第5条 画像診断等の高度医療機器の共同利用については、別に定める。

(登録医の病院訪問)

第6条 登録医が病院を訪問する際の手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 名札、白衣の着用

- 1) 登録医が訪院する際は、必ず登録医名札をつけ、医療連携室に設置してある登録医訪院名簿に記名する。
- 2) 白衣(医療連携室に備えてある)の着用は自由とする。ただし、外来手術の見学については着用のこととする。

(2) 来院時間

登録医の来院時間は、外来は原則として診療日の午前9時から午後5時までとし、病棟は午後1時から午後5時とする。ただし、緊急時等については、この限りでない。

(3) 来院時の診察等

登録医が訪院のうえ紹介患者を診察する際には、予め病院担当医または各部箇所責任者に連絡をとるものとする。

(4) 駐車場

登録医が来院する場合には、警備室（西館1階）の係員に登録医証を提出することにより、駐車場を無料で利用することができる。なお、警備員が巡回等で不在の時は、電話連絡するものとする。(TEL：052-759-2111)

(各種研修会)

第7条 病院が開催する研修会の開催通知等については、以下のとおりとする。

(1) 開催通知

- 1) 医療連携室から、E-mail 等にて通知する。
- 2) 各種行事の問い合わせは、医療連携室が取り扱う。

(TEL：052-759-2185、FAX：052-759-2186)

(運用細則の改廃)

第8条 運用細則の改廃及び運用細則に定めのない事項は、運営委員会に諮り決定する。

附 則

本運用細則は、平成15年4月1日より施行する。

本運用細則は、平成29年4月1日より施行する。